

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

※注意！「陳述」欄の「☐自己の計算において…ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 4日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 阿 南 友 子

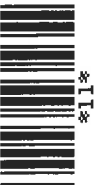
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月19日から 令和 8年 8月26日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 2日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月16日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月 7日 午前 9時10分から 令和 8年 9月11日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,350,000 7,480,000	一括	1,870,000	28,727	9,714
1	3,650,000				
2	5,700,000				



物 件 目 録

1 所 在 川口市前川二丁目

地 番 16番31

地 目 宅地

地 積 86.11平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 川口市前川二丁目 16番地31

家屋 番号 16番31の1

種 類 居宅

構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 35.99平方メートル
2階 27.32平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

物 件 明 細 書

令和 8年 6月16日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 阿 南 友 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

C及びDが占有している。同人らの占有権原は認められない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 川口市前川二丁目

地 番 16番31

地 目 宅地

地 積 86.11平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 川口市前川二丁目 16番地31

家屋 番号 16番31の1

種 類 居宅

構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 35.99平方メートル
2階 27.32平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

令和 7年(ケ)第 344号
令和 8年 3月17日受理
令和 8年 5月 7日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 笠 木 雅 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川口市前川二丁目

地 番 16番31

地 目 宅地

地 積 86.11平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 川口市前川二丁目 16番地31

家屋 番号 16番31の1

種 類 居宅

構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 35.99平方メートル

2階 27.32平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	埼玉県川口市前川二丁目16番28号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	別紙その他の事項記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者ら 上記の者が本建物を動産類を置いた状態で共同して占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	別紙その他の事項記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	■全部 ☐
占有者		☐ 債務者 ■C	☐ 債務者 ■D
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ■動産類を置いた状態	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ■動産類を置いた状態
関係人の陳述及び提示文書の要旨		☐ 陳述(□ ()) ☐ 文書(□)	☐ 陳述(□ ()) ☐ 文書(□)
占有権原		☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ■不明	☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ■不明
占有開始時期		年 月 日	年 月 日
最初の契約等	契約日	年 月 日	年 月 日
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他()	☐ 所有者 ☐ その他()
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他()	☐ 占有者 ☐ その他()
賃料・支払時期		毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 () □相殺 ()	毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 () □相殺 ()
敷金・保証金		☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある [金 円	☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある [金 円
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	☐ 譲渡転貸可 ☐
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■次のとおり

- 1 本件土地と周囲の土地との境界は、道路との縁石やブロック石などにより仕切られている。
- 2 本件建物の南側の門の一部は、写真④のとおり隣地（地番 1 6 番 3 7）にはみ出ている。
- 3 本件土地上の植物の枝葉が周囲の土地にはみ出ている。
- 4 本件土地に隣接する地番 4 0 番 3 0 の目的外土地は、川口市が所有する公衆用道路である。
- 5 本件建物 2 階東側の洋室及び同建物 1 階DKの床は、それぞれ歩くと軋む状態であり、経年相応に老朽化していると認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■隣家主人	1 本件建物は2年くらい前から誰も住んでいません。 2 同建物の門（写真④に示した門）が私の家の敷地（地番16番37）にはみ出ているようですが、その点についてはよく分かりません。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本件建物内にはC（占有者）宛ての郵便物等、及びD（占有者）宛ての郵便物等がそれぞれ多数存在し、同各占有者について住民票（除票）を取得したところ、同Cは同建物を住所として登録されており、同Dは同建物から別の住所に転出していることが判明した。

同建物の占有関係について、同建物各共有者及び上記各占有者に対して照会書を送付したが、共有者A及び占有者Dに宛てた照会書は、いずれもあて所に尋ねあたらないという理由で返送されて照会することができない。また占有者Cからは回答が無く、共有者Bから回答があったが、同回答では、同建物の管理は共有者Aが行っていたので、使用状況は不明であり、占有者Dが本件建物を賃借していたことがあることを伝え聞いている旨記載されているが、それ以上の回答は無い。

占有者Dについては同建物から転出しているので、占有者と認めないことも考えられるが、同Dは転出するまでは同建物を占有者Cと共に住所としていたこと、及び同建物内には同D宛ての郵便物が多数存在することから、同Dを同建物の占有者の一人と認め、目的物件の占有関係については現況及び住民票等から本報告書記載のとおり認めた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8 年 3 月 19 日 (木) 16 : 20 - 16 : 30	目的物件所在地	目的物件特定
8 年 4 月 16 日 (木) 14 : 30 - 15 : 30	目的物件所在地	立入調査, 写真撮影, 評価人同行
8 年 4 月 17 日 (金) 13 : 33 - 14 : 25	川口市役所	占有者 C 及び D の住民票 (除票) 取得
8 年 4 月 17 日 (金) 17 : 10 - 17 : 50	郵便	共有者ら及び占有者らに対する照会書作成, 送付
8 年 4 月 28 日 (火) 11 : 27 - 11 : 51	法務局 (川口出張所)	本件土地に隣接する目的外土地の登記事項要約書取得等
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8 年 4 月 16 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間調査許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

15-3
15-55



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
前川2丁目

請求 部分	所 在	川口市前川二丁目			地 番	16番31			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又 は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成1年3月4日			備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和7年10月24日

東京法務局品川出張所

請求番号：29-1

登記官

(1/1)

(8 枚目)

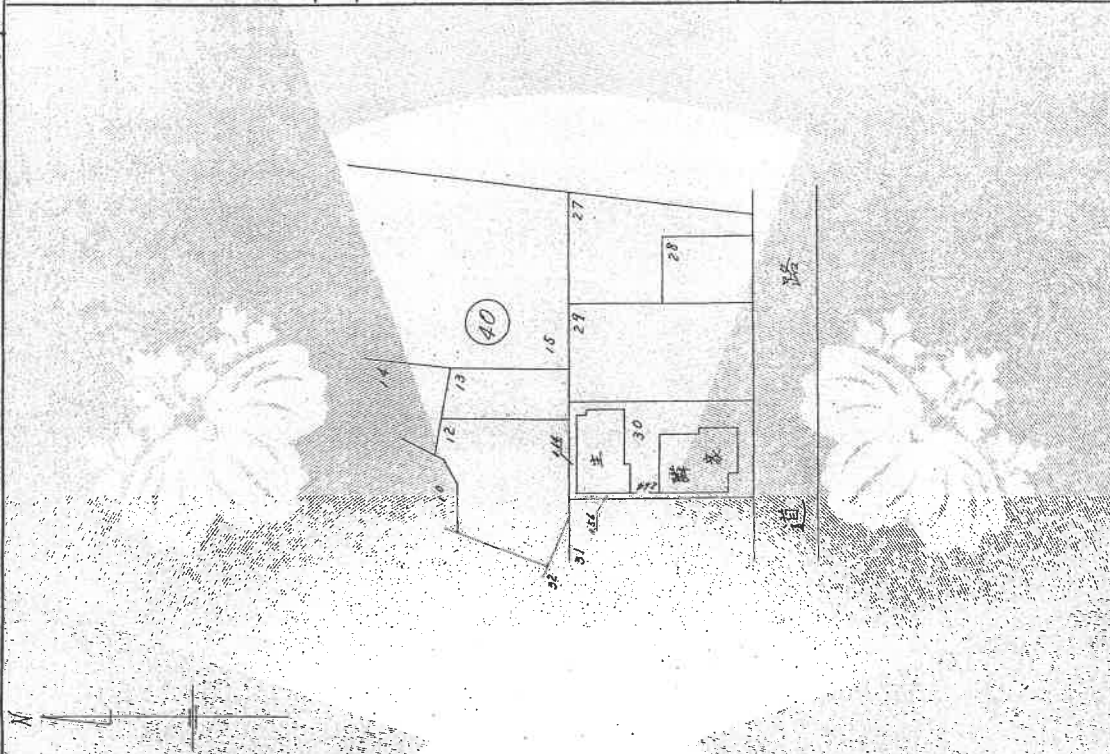
A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和51年4月13日

0277625

家屋番号	1127番	16-31-1
建物の所在	根拠地所：〒100-0005 東京都千代田区千代田 100-0005番地1 川口市 町川2丁目10番地31	

建各
階平
面図



作製年月日
昭和51年4月10日

作製者
土城 義典 氏

申請人
[Redacted]

縮尺 1/500



式床面積
$$\begin{aligned} & (3.64 - 0.91) \times (2.23 + 0.55) \\ &= 3.73 \times 2.78 \\ &= 10.37 m^2 \\ & \text{計} \quad 27.5279 m^2 \end{aligned}$$



式床面積
$$\begin{aligned} & (3.73 - 0.91) \times (2.78 + 0.55) \\ &= 2.82 \times 3.33 \\ &= 9.39 m^2 \\ & \text{計} \quad 36.9179 m^2 \end{aligned}$$

A3判をA4判に縮小

(埼玉県地家屋調査士会用品)

縮尺 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方法務局川口出張所管轄)
令和7年10月24日 東京法務局品川出張所

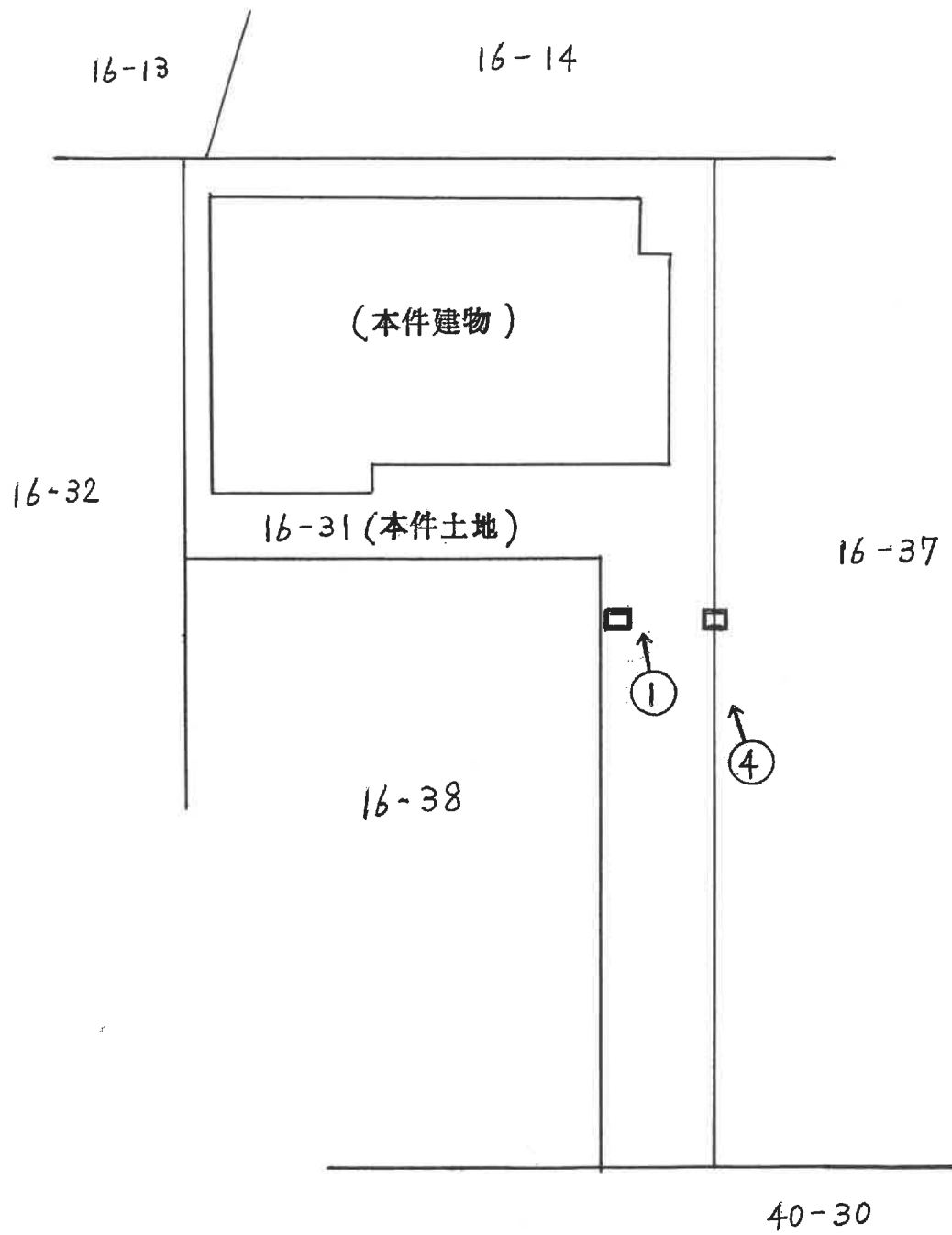
登記官

(10 枚目)



土地建物位置関係図

(写真位置♂)

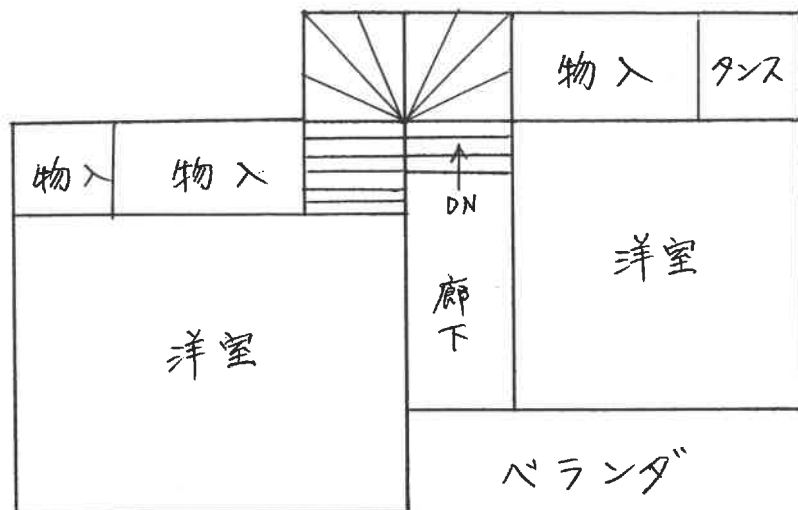


(11 枚目)

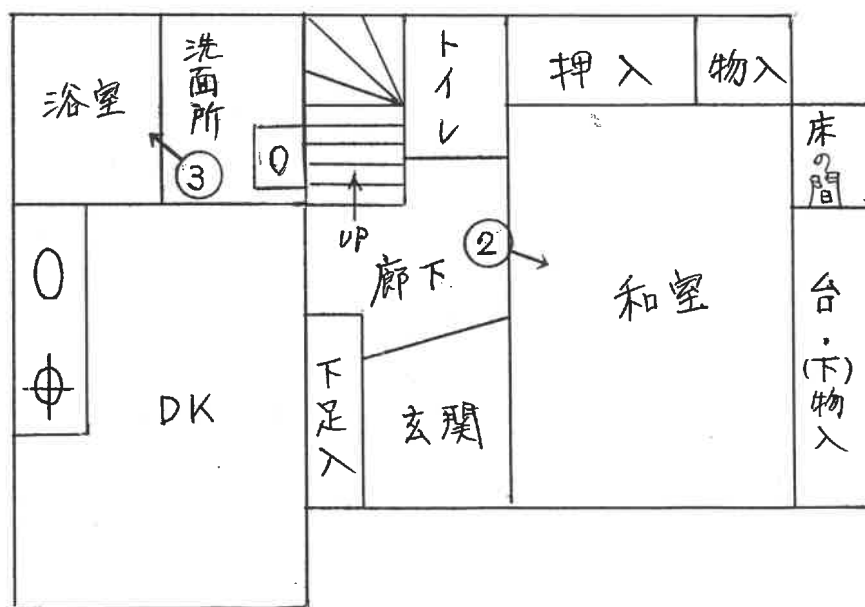
建物見取図



(写真位置○)



2
階



1
階



①

本件建物



②



③

(13 枚目)



④

門

(14 枚目)

令和 7 年（ケ）第 344 号
令和 8 年 4 月 16 日 現地調査
令和 8 年 5 月 8 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
風 岡 淳 一

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市前川二丁目
- 地 番 1 6 番 3 1
- 地 目 宅地
- 地 積 8 6 . 1 1 平方メートル
- 共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 2 所 在 川口市前川二丁目 1 6 番地 3 1
- 家屋 番号 1 6 番 3 1 の 1
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
- 床 面 積 1 階 3 5 . 9 9 平方メートル
2 階 2 7 . 3 2 平方メートル
- 共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1



第1 評価額

一 括 価 格	
金 9,350,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,650,000円
物件2（建物）	金 5,700,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	本件建物は占有権原が不明である者の占有が認められるが、本件評価は当該占有権が買受人の引受けとならないものとして行った。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 京浜東北線「蕨」駅の北東方約2,340m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅、アパート等が建ち並ぶ地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 高さ制限22m以下(景観計画)
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	86.11㎡ 不整形 平坦
接面道路の状況	南約6m舗装市道(建築基準法上の道路)にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件2)建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	上水道は16番38の土地と共有の私設管である。 本件土地上の樹木の枝葉が南側(16番38の土地)及び東側隣地(16番37の土地)に越境している。 本件土地の路地状部分途中に存する門が東側隣地(16番37の土地)に越境している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：昭和51年3月20日新築 経 過 年 数：約50年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：—
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート・亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：吹付けタイル、その他 内 壁：クロス貼り、京壁、その他 天 井：クロス貼り、合板、その他 床：フローリング、畳、その他 設 備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床 面 積（現 況）	前記第3目的物件欄のとおり
現 況 用 途 等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	劣る（全体的に老朽化している）
建物の利用状況	占有権原が不明である者（2名）が動産類を置いた状態で利用している。
特 記 事 項	本件建物は占有権原が不明である者の占有が認められるが、本件評価は当該占有権が買受人の引受けとならないものとして行った。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	240,000	0.79	86.11	0.80	13,060,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とし、千円未満の場合は千円とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 川口-35

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $235,000\text{円}/\text{㎡} \times 102/100 \times 100/100.0 \times 100/100 \div 240,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は概ね標準的である。

◇地域格差：公示地等の所在する地域と対象地域は格差無しと判断した。

イ 個別格差：形状、ガス等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態、越境物等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	63.31	0.03	300,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	13,060,000	0.60	法定地上権	7,840,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	13,060,000	-7,840,000		1.0	0.7	3,650,000
2	300,000	+7,840,000	1.0	1.0	0.7	5,700,000
一括価格 (合計)						9,350,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

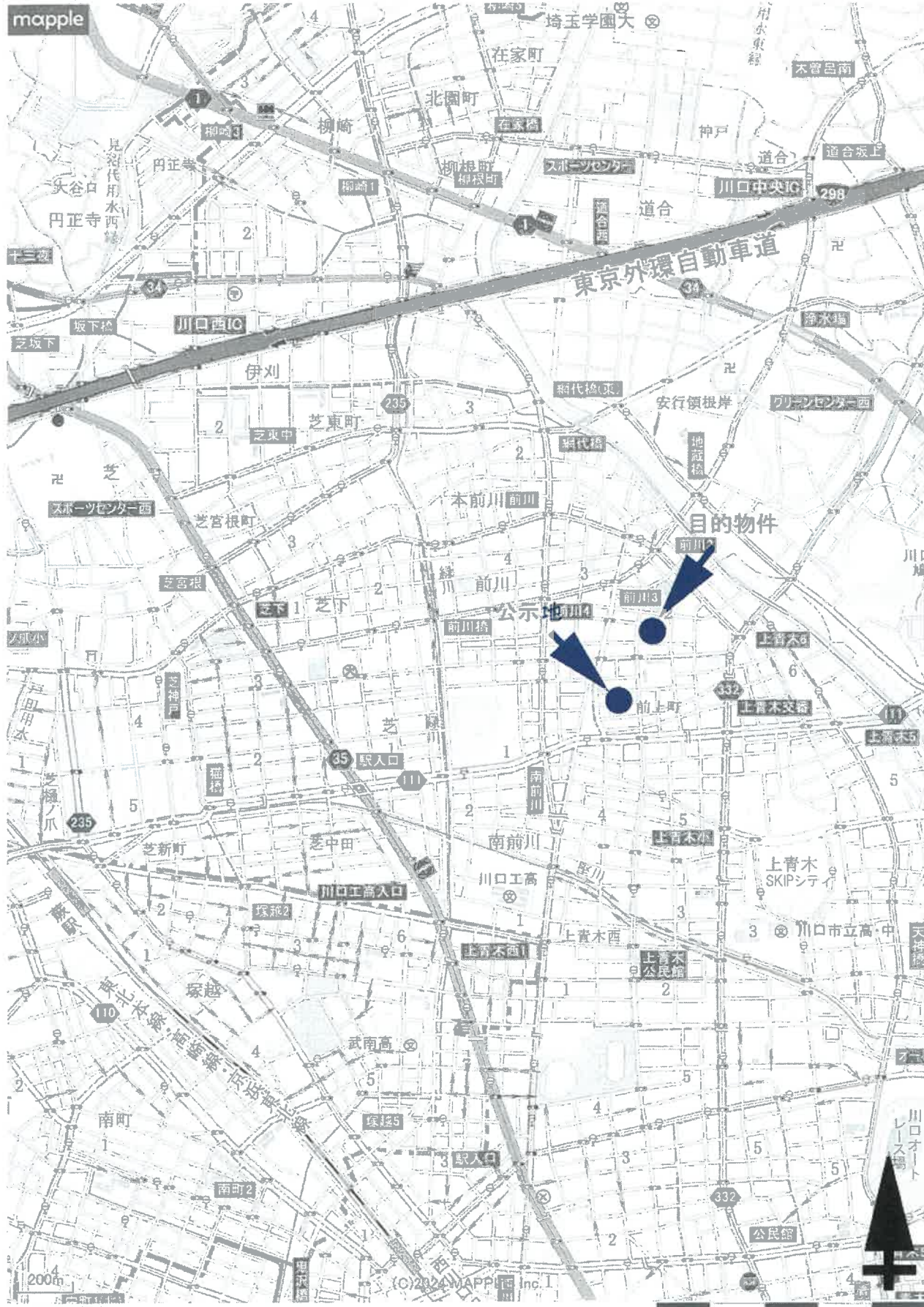
第6 参考価格資料

地価公示価格（川口-35）
所 在：川口市前上町5番15「前上町5-13」
価 格：235,000円/㎡
位 置：JR京浜東北線「蕨」駅約2,500m（道路距離）
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：147㎡
供給処理施設：水道・ガス・下水
接 面 道 路：北6.0m市道
用 途 指 定 等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅のほかにアパート等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

埼玉県川口市前川4丁目 付近



1: 20,000 相当

地図上の1センチは 約 200 メートル
印刷中心は 東経 139度42分24秒 北緯 35度50分 9秒

スーパーマッフルデジタル25
株式会社マッフル

15-3
15-55



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
前川2丁目

請 求 部 分	所 在	川口市前川二丁目					地 番	16番31		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又は 記号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成1年3月4日				備 付 年 月 日 (原図)		補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方裁判所川口出張所管轄)

令和7年10月24日

東京法務局品川出張所

登記官

請求番号: 29-1

(1/1)

A3をA4に縮小

登記年月日：平成7年12月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方法務局川口出張所蔵)

令和7年10月24日 東京法務局品川出張所

登記官

請求番号：29-2

0663262



三斜求積表

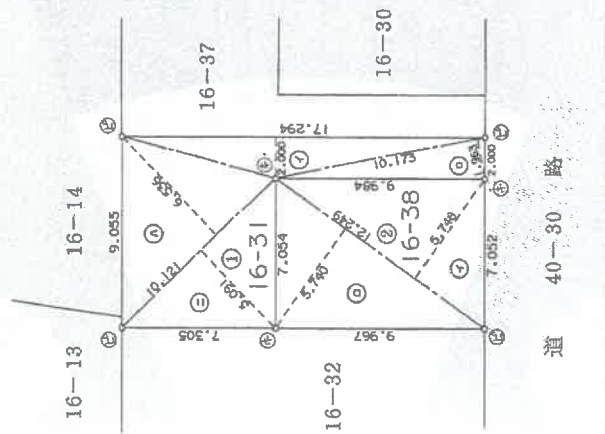
地番	16-31①				
番号	底辺	高さ	倍面積		
イ	17.294	2.000	34.588000		
ロ	10.173	1.963	19.969599		
ハ	10.121	6.536	66.150856		
ニ	10.121	5.091	51.526011		
	計		172.234466		
	1 / 2		86.117233		
	地積		86.11m ²		

地番	16-38②				
番号	底辺	高さ	倍面積		
イ	12.249	5.748	70.407252		
ロ	12.249	5.740	70.309260		
	計		140.716512		
	1 / 2		70.358256		
	地積		70.35m ²		

地積測量図

地番 16-31、-38

土地の所在 川口市前川2丁目



道 40-80 路

縮尺 1/250

申請人

平成7年12月5日(作製)

作製者

土地家屋調査士

A3をA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局川口出張所管轄)

令和7年10月24日 東京法務局品川出張所

登記官

請求番号: 29-3

A 3をA 4に縮小

[illegible]